届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一～十三　［略］	［略］	［略］	［略］
十四　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となつた場合又は指定地域内に設置される発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となつた場合	［略］	［略］	［略］
十五～十八の三　［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
一～十三　［略］	［略］	［略］	［略］
十四　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となつた場合又は指定地域内に設置される発電所、蓄電書若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となつた場合	［略］	［略］	［略］
十五～十八の三　［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。